

夜須はーと児童くらぶ 【重要】運営移行に伴う主な変更点とお知らせについて!

1. 運営主体の変更について

3ページ
あり

令和7年度

令和8年度

夜須はーと児童くらぶ 保護者会（業務委託）

香南市教育委員会こども課（直営）

2. 入会基準の変更について

令和7年度（保護者会運営）

全学年一律に入会選考・審査を実施

就労、その他の事情により、常態として放課後に保育できない世帯の児童

令和8年度（市運営）

学年ごと（1年生から順）に、入会選考・審査を実施

1・2年生

週3日以上14時を超えて就労（就学）しており、かつ、1日4時間以上就労（就学）している世帯の児童

3年生以上

週3日以上15時を超えて就労（就学）しており、かつ、1日4時間以上就労（就学）している世帯の児童

3. 帰宅方法について

令和7年度（保護者会運営）

原則保護者の方へ引き渡し

令和8年度（市運営）

原則1人帰り（各家庭の状況にあわせてお迎えにする等、ご家庭の判断に任せます）

4. 延長保育の実施について

	これまで（保護者会運営）	令和8年度（市運営）
学校のある日	18時00分から18時30分	18時00分から18時30分 月額500円
長期休み（春・夏・冬休み）	1回につき100円	実施なし（18時00分まで）
学校代休日・第一土曜日		実施なし（18時00分まで）

【利用基準】

- 保護者等の就労時間が18時を超える、又は、勤務場所からの帰宅やお迎えが18時を超えることを原則とします。ただし、個別事情がある場合は、利用希望届にその理由を詳細に記入してください。

【延長保育料の納入方法】

- 毎月の保護者負担金と合算して登録口座から振替します。
延長保育利用者は月額7,000円（6,500円+500円）となります。

【注意事項】

- 長期休みや学校代休日、第一土曜日の学校休業日は、18時までの開設となりますのでご注意ください。
- 4月、7月、12月、1月、3月の月途中から長期休みが始まる（終わる）月、台風等による臨時休会や学校代休日があった月、月途中で延長保育の利用を終了した月でも、延長保育料は月額500円となります。日割り計算はありませんので、ご理解のうえ利用をお願いいたします。



【重要】運営移行に伴う主な変更点とお知らせについて



5. 保護者負担金について

(1) 保護者負担金額の変更

	これまで（保護者会運営）	令和8年度（市運営）
2人目以降の額	5,500円（内 おやつ代 2,000円） 『8月（夏休み）』 9,000円（内 おやつ代 2,000円）	6,500円（内 おやつ代 2,000円） 『8月（夏休み）』 11,000円（内 おやつ代 2,000円）
1日開設時の加算	1日につき350円	なし
延長保育料	1日につき100円	月額500円 (8月は0円)

(2) 閉所時間超過料金の徴収

！児童を預かるための費用ではありません！

- 保護者負担の公平性確保のため、万が一閉所時間を超過した場合、学校のある日、1日開設日（長期休み、学校代休日、第一土曜日）ともに、超過料金がかかります。
- 1ヶ月の合計超過料金を加算して、翌月に登録口座から振替します。なお、閉所時間を超過させないために児童を外で待たせる等の対応は、児童の安全確保の観点から承諾できませんので、ご了承ください。

	学校のある日 (通常利用者)	学校のある日 (延長保育利用者)	1日開設日 (長期休み、学校代休日、第一土曜日)
時間	18時01分以降30分毎に	18時31分以降	
閉所時間超過料金		100円	通常利用者に準じる

※1 19時01分以降は、全ての利用者に対し30分毎に500円の超過料金がかかります。

※2 閉所時間を超過させないために児童を外で待たせる等の対応は、児童の安全確保の観点から承諾できませんので、ご了承ください。

(3) スポーツ安全保険料の納入方法の変更

これまで（保護者会運営）	令和8年度（市運営）
児童くらぶへ現金で納入	4月分保護者負担金と合算して登録口座から振替

(4) 口座振替が可能な金融機関の変更

これまで（保護者会運営）	令和8年度（市運営）
高知県農業協同組合	四国銀行・高知銀行・高知信用金庫・四国労働金庫・幡多信用金庫・高知県農業協同組合・西日本信用漁業協同組合連合会

(5) 休会中の保護者負担金の取り扱い

令和7年度	令和8年度
休会中は保育料なし	休会中でも保育料は発生

※夏休み休会の場合は、設定した休会期間に応じて保護者負担金の徴収をします。

6. 審査・選考に関する主な必要書類の変更について

令和8年度より、審査・選考書類に関する主な提出書類を変更します。
※詳しくは、HP記載の入会案内、入会審査選考基準表をご確認ください。

	令和7年度まで	令和8年度
就労等が必要な年齢	父母及び同居の祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母等の証明	父母及び令和8年4月1日時点で <u>18歳以上65歳未満</u> の同居の兄姉、祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母等などの証明。
就労状況等の変更があった場合	変更後、隨時提出	変更後、 <u>90日以内に提出</u>
児童に関するもの	障がいを有する児童	<ul style="list-style-type: none"> 入会申込書へ詳細を記入
	配慮が必要な疾病等を有する児童	<ul style="list-style-type: none"> 入会申込書へ詳細を記入 証明日から3か月以内の医師の診断書もしく意見書（保育の必要性が確認できる内容のもの）
世帯に関するもの	ひとり親世帯	<p>特に個別書類の必要なし</p> <p>児童扶養手当受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証、国民年金証書（遺族基礎年金）のいずれかで、受給種別及び受給者氏名が分かるページの写し、または、戸籍謄本・抄本（離婚日・死別日記載のもの）の写し</p> <p>※離婚調停中の場合は、離婚調停の申立書の写し等</p>
就労等に関するもの	就労	<p>雇用形態に関わらず就労証明書、申立書の提出</p> <p>雇用形態によって、証明書類の提出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○変形労働制（シフト・夜勤等）・裁量労働制の方は直近3カ月の出勤簿やタイムカード等の写し ○自営業の方は最新の営業許可証、開業届等
	妊娠出産	就労証明書の提出 ※復職予定日の記載あり
	疾病等	申立書や診断書の提出

7. 第一土曜日・延長保育（学校のある日）利用の確認について

第一土曜日・延長保育（学校のある日）利用希望届を提出された方で、こども課より個別のご連絡のなかった方については土曜日・延長保育の利用が可能です。

※保育の必要性が確認できない場合は、利用をお断りすることがありますのでご了承ください。

